

山形県林工連携コンソーシアム会則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、「山形県林工連携コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、林工連携（林業事業者及び木材産業事業者、工業関係事業者、建築関係事業者、関係分野の大学及び研究機関等の相互の連携による新たな技術、製品の開発をいう。以下同じ。）を推進することにより、新たな木材の需要を喚起し、雇用の創出を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林工連携の推進に係る情報提供に関する事業
- (2) 会員を対象とした研修会及び交流会等に関する事業
- (3) その他林工連携を推進するために必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 山形県内に事業所又は事務所を有する林業、木材産業、工業又は建築関係の事業者又は団体
- (2) 山形県内の大学等研究教育機関又はその研究者
- (3) 山形県内に事業所を有する金融機関
- (4) 山形県内の行政機関
- (5) その他運営委員会がコンソーシアムの活動に寄与すると認める者

2 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

3 コンソーシアムの会費は無料とする。

4 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

5 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、運営委員会の議決を経て当該会員を退会させることができる。

- (1) 本会則を遵守しないとき。
- (2) コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき。
- (3) 他の会員への迷惑行為があったとき。
- (4) その他退会させるべき正当な理由があるとき。

(役員)

第5条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 前項の役員は、総会において会員の中から選任する。

3 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した順位によってその職務を代行する。

5 役員は任期は2年とし、翌々年度の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

7 役員はいずれも無報酬とする。

(総会)

第6条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 3 総会は、コンソーシアムの運営に関する次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 役員の選任に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) コンソーシアムの改廃に関する事項
 - (5) その他運営委員会が必要と認めた事項
- 4 総会は、会長が招集し、議長を務める。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第7条 コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員は20名以内とする。
- 3 運営委員会は、別表に掲げる運営委員により構成するものとする。
- 4 運営委員会は、次の事項について協議する。
 - (1) コンソーシアムの事業展開に関する事項
 - (2) 前条第3項各号に掲げる総会への付議事項
 - (3) その他林工連携の推進に関する事項
- 5 運営委員会は、会長が招集し、委員長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 6 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(解散)

第8条 コンソーシアムは、総会において解散の議決がなされたときに解散するものとする。

(事務局)

第9条 コンソーシアムの事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部森林ノミクス推進課に置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年9月15日から施行する。

この会則(一部改定)は、令和元年7月17日から施行する。

この会則(一部改定)は、令和2年8月5日から施行する。

この会則(一部改定)は、令和6年7月18日から施行する。

別表（運営委員会）

NO	所属団体等	運営委員	備考
1	林工連携コンソーシアム会長		
2	山形県森林組合連合会	左欄の各団体の代表者	
3	山形県木材産業協同組合		
4	やまがた県産木材利用センター		
5	一般社団法人 山形県建築士会		
6	一般社団法人 山形県建築協会		
7	山形県工業会		
8	公益財団法人 やまがた産業支援機構		左欄の各団体が推薦する者
9	一般社団法人 山形県銀行協会		
10	国立大学法人 山形大学農学部		
11	国立大学法人 山形大学工学部		
12	学校法人慶應義塾 慶應義塾大学先端生命科学研究所		
13	独立行政法人 国立高等専門学校機構 鶴岡工業高等専門学校		
14	山形県農林水産部	農林水産部長	
15	山形県産業労働部	産業労働部長	